

〔史料紹介〕

倶利伽羅長樂寺文書

1. 調査に至るまでの経緯

本稿は、加賀と越中の国境に位置する倶利伽羅長樂寺(1)および手向神社に関する古文書（以下、長樂寺文書）を紹介するものである。長樂寺という寺院は明治新政府の神仏分離政策により廃絶したが、昭和二年（一九四九）に高野山の金山かなやま穆韶ぼくしょう氏の尽力により不動寺（石川県津幡町）として長樂寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。(2) 不動寺に伝わった古文書は、長樂寺最後の住持で手向神社の神職に転じた十握とつか喬たかし氏から譲り受けたものとされている。

長樂寺文書については、すでに浅香年木氏(3)や高山精一氏(4)らによって紹介がなされている。いくつかの古文書の裏には鉛筆で番号が記され



御印篋

塩崎久代



見つかった長樂寺文書

ているので、仮目録のようなものが存在したのかもしれないが、正式な古文書目録は作成・公開されてこなかった⁽⁵⁾。また、長樂寺文書のうち一三点が本堂向かいの建物で展示されていたが、この一三点を除く古文書は長らく所在不明となっていた。

ところが昨年秋、平成三〇年（二〇一八）の俱利伽羅不動寺の開創一三〇〇年⁽⁶⁾に向けてご住職が宝物を整理された際に、「御印管」と朱書された木箱から古文書を発見され、展示されていた古文書の他にも多数の古文書があることが判明した。長樂寺文書を後世に伝え、広く活用されるようにするためには、まず古文書目録を作成する必要があるため、ご住職より許可をいただき、目録作成のための調査をすることになった。

2. 明王院と長樂寺

古文書の紹介に入る前に、長樂寺の歴史を概観する。古代の長樂寺については、長樂寺の由緒・縁起に拠るほかない。軍記『源平盛衰記』が伝える長樂寺由緒では開創を白山と同じく泰澄とするが、古縁起（宝集寺本）と新縁起（旧十握家本）では善無畏三蔵とし、のちに弘法大師が留錫し寺を建立したとする⁽⁸⁾。黒龍が剣に巻きついた姿をした俱利伽羅龍王を本尊とする不動信仰で、縁起によると俱利伽羅龍王は砺波山（俱利伽羅峠）の通行人に災いをなす魔物を退治する強い力を持つと信じられてきた。

中世の長楽寺は、はじめ天台宗寺院であったが仁和寺末の真言宗寺院に転じ、本願寺・一向一揆が加賀の地を席卷するようになる⁹と本願寺と結びつき、権益の確保につとめた。この頃、俱利迦羅龍王を本尊とする宗教組織として「長楽寺」と「明王院」とが同時代史料に見える。長楽寺の中世文書が現存しないため当時の組織については判然としないが、長楽寺住持は明王院の院主職を兼帯していた¹⁰。

そこで、近世文書の宛所を年代順に並べて検討してみると、加賀藩主前田家の二代利長の発給文書の宛所は「明王院・くりから明王院」である。三代利常の発給文書の宛所は早い段階では「俱利迦羅明王院」しだいに「(俱利迦羅)長楽寺」となり、近世中期以降の「明王院」宛の文書は確認できない。加賀藩では寺院の宗派ごとに触頭寺院を通じて支配する触頭―触下制をとった。長楽寺は藩の祈禱所ではあったが、真言宗寺院として宝幢寺の触下寺院となり、触頭寺院を通じて藩の触を下達され、開帳や後住を願い出る際にも触頭寺院を通じて文書のやりとりを行うことが義務付けられた¹¹。このように藩の寺院行政が整備されるにしたがって、「明王院」ではなく「長楽寺」として把握されるようになったといえよう¹²。

3. 長楽寺文書の概要

不動寺所蔵の文化財としては、「源頼朝下文」(津幡市指定文化財)¹³や木製の制札、祈禱札、仏像、仏画、扁額類、昭和・平成期に不動寺に

寄贈された古文書・縁起類が伝存しているが、本目録には、十握家旧蔵の近世文書のみ(一部、明治期含む)¹⁴を収載した。なお、高山精一氏が昭和五四年(一九七九)に俵久兵衛家から発見された俵屋久兵衛家文書(以下、俵屋文書)は、長楽寺門前で御用宿・茶屋を経営していた俵家に伝わった古文書で、今回紹介する長楽寺文書の内容を補う重要な情報を含んでいる¹⁵。

長楽寺文書は合計八三点で、(1)藩主・重臣、寺領関係の文書が二七点、(2)将軍家および藩主家の祈禱関係の文書が二四点、(3)寺院行政・開帳関係の文書が一八点、(4)街道関係の文書が一点、(5)明治期の土地関係文書が二点と棟札銘文の写一点が含まれている。木箱に「御印篋」と記されていることからわかるように、大半が加賀藩主前田家に関わるものである。寺院文書であれば、経典類や過去帳といった宗教関係文書や歴代住職の系譜や寺伝といった寺院の歴史に関わる文書がもつと多く存在したはずであるが、不動寺には現存していない¹⁷。また、浅香氏が指摘されているように、立地の関係で街道関係の文書が含まれていること、参詣者を集めるべく開帳を行っていたため、開帳に関する記録が多いことも本文書の特徴に挙げられる。以下、(1)～(5)の項目ごとに主な文書を示しながら、内容をみていく(史料名の下に示したNo.は目録の史料番号)。

(1) 藩主・重臣、寺領関係

(a) 加賀藩主前田家との関係

長樂寺と加賀藩主前田家との関係を示す文書としては、二代利長からの年頭・歳暮の祝儀の礼状が五⁽¹⁸⁾点、三代利常からの祈禱の礼状や寄進状が二⁽¹⁸⁾点、五代綱紀からの祈禱や火事見舞いの礼状といったものが四点確認できる。この三人以外の藩主の発給文書は確認できず、年代的には江戸時代前期(一七世紀)に偏った残り方をしている。

近世の長樂寺の由緒によれば、長樂寺は二代利長の崇敬を受けて以来、加賀藩主前田家の祈禱所となった⁽¹⁹⁾という。加賀藩祖前田利家の文書が残っていないことについて、浅香氏は利家の頃には政権が上方にあったため、金沢の東側はあまり重要視されていなかったが、江戸幕府の成立により江戸へ赴く機会が増え、慶長一〇年(一六〇五)の利長の富山隠居(後に高岡へ移る)により金沢―高岡間の往来が盛んになり、加賀と越中の国境にある長樂寺⇨手向神社が前田家に重要視されるようになった⁽²⁰⁾とした。一方、先に紹介した俵屋文書のうち「俱利加羅町」の俵屋久兵衛が元禄三年(一六九〇)に藩の「御奉行所」に提出した俵屋の由緒(写)⁽²¹⁾には、大納言様⇨利家が天正一三年(一五八五)越中に出陣した際、俵屋の先祖が道筋掃除や道案内、水の供出、往來の御用をつとめたことにより、諸役免許と街道筋に居住する特権を得たことが記されている。

また、安政四年(一八五七)の願書によれば、俵屋久兵衛の先祖は南谷に居住して「十カ村十村役」を勤めていたところ、利家の越中出

陣(佐々攻め)の際に案内役となったことなどが記されている⁽²²⁾。天正年間には十村制度は成立していないが、後の十村に相当する村役人の地位にあったということであろう。俵家は長樂寺中興の祖・秀雅^{しゅうが}の家系とされているので、元和五年(一六一九)、秀雅の代に長樂寺が復興されたことは、こうした俵家の由緒と関係していると考えられる。この由緒の内容をふまえると、長樂寺が藩の祈禱所となり保護を受けるようになるのは利長の頃からといえるが、近世の長樂寺住持の家と前田家とのつながりは天正年間、利家の代に遡ることになる。

〔史料1〕前田利長黒印状 (No. 1)

(端裏ウハ書)

〔墨引〕くりから明王院 肥

為年頭之祝儀、廣

間迄御入來候由、殊御

札卷数并柿一折

給之候、尤以歛悅

事候、恐々謹言

正月六日 利長 (黒印)

(印文「長盛」)

〔史料2〕前田利長書状（No. 3）

（端裏ウハ書）

〔墨引〕くりから明王院 肥

為歳暮之祝儀御

札并串柿五把給之候、

誠以大慶此事候、猶

期来信候、恐々謹言、

十二月十五日 利長（花押）

〔史料3〕前田利長書状（No. 5）

（端裏ウハ書）

〔墨引〕明王院 肥前守

筑前守方栗柄村之儀

不動尊へ寄進有之旨

書付之通令披見候、

就者是迄被相越昆布

一折一荷給之候、快然之

至候、恐々謹言、

極月廿五日 利長（花押）

〔史料1〕は、明王院が城の広間まで年頭の挨拶に訪れ、利長のために祈禱の巻数と柿一折を持参したことに對する札状である。慶長一〇年（一六〇五）に利長は家督を利常に譲り富山城へ移ったが、同一四年（一六〇九）三月に富山城が火災に遭ったため同年九月には高岡城に移っている。高岡城を築城するにあたって、利長は明王院に「地祭」（地鎮祭）を命じているようであるが、長楽寺文書の中に高岡城の築城に直接関係する文書は確認できない。〔史料2〕は、利長が歳暮の祝儀として明王院から祈禱札と串柿五把が贈られたことに對して謝意を表した書状である。〔史料1〕・〔史料2〕の年代は特定できないが、利長は翌一五年三月頃から発病し、同一九年（一六一四）に高岡城で死去している⁽²⁴⁾ので、使用されている花押から判断しても、いずれも利長の晩年に出された書状であると考えられる。

〔史料3〕は利長が利常による明王院への「栗柄村」の寄進を確認し、明王院が昆布一折を持参したことに對して礼を述べたものである。〔史料1〕・〔史料2〕が示すように、利長存命中には長楽寺は年頭・歳暮の祝儀を利長に贈っており、利常と長楽寺との間で同様のやりとりが確認できるのは、諱を利光から利常に改めた寛永六年（一六二九）以降のことである。利長は隠居して病を患っていたが、利常が家督を相続した後にも長楽寺は利長に對して敬意を払い、保護を求めていたこと

がうかがえる。

〔史料4〕加賀藩年寄衆連署奉書（No. 6）

（前田利長）
高岳様就御不例為御祈念從
（前田利常）
筑前守様御立願之條々

一、不動堂一宇可有御建立事、
一、二王堂一宇可有御建立事、
右於 御佛前撰吉日良辰被致
精誠、頓速有御本復、御延命息災
御武運長久之可被抽懇祈旨、
御錠候、被得其意、勤行不可有
怠慢之状、如件

慶長拾六年

五月廿七日

篠原出羽守

一孝（花押）

奥村河内守

栄明（花押）

横山々城守

長知（花押）

栗柄

明王院

長樂寺の復興と藩の祈祷所化は二代利長の意思によって行われたが、伽藍の復興は利常による兄利長の病氣平癒祈願の一環として進められた。〔史料4〕は加賀藩年寄衆の横山長知・奥村栄明・篠原一孝の三名が藩主利常の不動堂・二王堂建立を立願し利長の病氣平癒・延命息災・武運長久之の祈祷を怠慢なく行うよう明王院に命じたものである。

こうして、利長の晩年から藩主利常によって伽藍の復興が進められた。元和五年（一六一九）に不動堂が建立された際に掲げられたと考えられる木製の扁額（寸法は縦一三二cm×横六六cm×厚七cm）が残っており、表面には「不動堂御建立松平筑前守／利光公為二世安樂也」、裏面には「元和五年／加笏俱梨迦羅山中興開山秀雅（花押）／三月十八日」と陰刻されている。これにより、不動堂が藩主利光（利常）の二世安樂のために建立されたこと、復興の際の長樂寺住持が秀雅であったことなどがわかる。現在の本堂は卯辰山にあった忠魂祠堂を移築したもので、不動堂は現存していないが、この扁額も慶長・元和期における長樂寺復興の歴史を語る重要な史料である。この他、不動寺に現存する復興関係史料として、寛永一五年（一六三九）に加賀藩年寄衆の本多政重・横山長知により発給された制札がある。これは長樂寺において①至寺中殺生事、②境内立入山林伐採竹木之事、附下刈放飼牛馬事、③号見物人於寺内狼藉事の三つを禁止する旨を命じたものである。風雨にさらされた部分は墨がほとんど残っていないが、上部にはわずかに墨が残っている。



不動堂扁額(表面)

(銘文)

不動堂御建立松平筑前守
利光公為二世安樂也

次に、三代利常の書状一点と五代綱紀の書状二点を紹介する。

〔史料5〕前田利常書状(No. 11)

犬千代誕生為

祝儀使僧并卷数

納海苔一箱到来

悦事候、恐々

謹言

肥前

十二月十七日 利常(花押)

俱利伽羅山

長樂寺

〔史料6〕前田綱利書状(No. 21)

清泰院殿死去之

節、早々飛脚怡

悦之事候、謹言

加賀

(明曆二年)

十一月三日

綱利(花押)

俱利迦羅

長樂寺

〔史料7〕前田綱利書状(No. 22)

今度火事為見廻

飛脚并黒海苔

一箱・干瓢一折

到来、意入候段、令

祝着事候、謹言

(明曆三年) 加賀

二月十三日 綱利(花押)

俱利迦羅

長樂寺

〔史料5〕は折紙の文書であるが、長樂寺から犬千代Ⅱ綱紀の誕生の祝儀が贈られてきたことに対する礼状である。綱紀は利常の嫡男光高の子で寛永二〇年(一六四三)十一月一六日に江戸で生まれた。〔史料6〕は五代綱紀の母で四代光高の正室清泰院が死去した際に長樂寺が見舞の飛脚を送ったことに対する礼状、〔史料7〕は明曆の大火で加賀藩の江戸藩邸が焼失した際に長樂寺が見舞の飛脚を送ったことに対する礼状である。いずれの文書も綱紀が一四、五歳の頃に発給されたもので、据えられた花押にもどこかたどたどしさが感じられるが、これらの文書から祈禱所である長樂寺が加賀藩主前田家に礼を尽くしていたことがうかがえる。

(b)長樂寺の領地

次に、近世の長樂寺の寺領がどのように設定されたのか、現存する寄進状や御算用場覚書などを紹介しながら検討する。

〔史料8〕長樂寺不動堂領寄進状(No. 9)

俱利迦羅不動堂領之事

高
一、五拾三石者 俱利迦羅村

高
一、五石七斗者 同所 山手米

高

一、参拾七石壹斗余

同所

検地出分

高合九拾五石八斗余

右為堂領令寄附了、晝夜

勤行無怠慢国家安全可被

抽丹精者也、依状如件

元和七年

十二月廿一日

利光(印)

(印文「満」)

俱利迦羅

明王院

※裏面の紙継目に朱印あり

〔史料9〕前田利常社領寄進状 (No. 24)

社領所付之事

草高

(印「満」)

河北郡

一 百拾壹石五斗八升八合

俱利迦羅村

免四つ貳歩五厘

定納四拾七石四斗貳升五合

右如先規令寄附候之条、

定之通夫銀口米共可有収納者也、

寛文参年十一月廿八日

俱利迦羅

長樂寺

〔史料10〕加賀藩御算用場覚書 (No. 25)

覚

草高

一 百拾壹石五斗八升八

俱利迦羅村
前々方之御寄附

免四つ貳歩五厘

一 貳拾石貳斗

免四つ貳歩五厘

同所寛保三年
検地出分同年

草高合百三拾壹石七斗八升八合
定納五拾六石壹升

右除山川竹木所 御定夫銀口米

可有收納候、追而 御印所附被下候刻

此紙面可被相返候、以上

・・・・(紙継目・印)・・・・

(印文「算用場」)

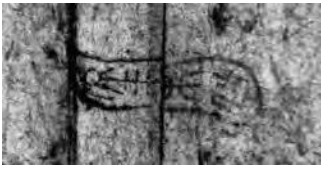
癸亥

十月十日 御算用場(印)

俱利迦羅

長樂寺

長樂寺への寺領寄進は、すでに「史料3」で見たとように利長の晩年から進められたが、現存する寄進状として最も古いものが「史料8」である。元和七年(一六二二)、利光(利常)は不動堂領として俱利迦羅村九五石八斗余を明王院に寄進し、国家安全の勤行を怠慢なく行うよう命じている。こ



裏面に捺された朱印

の古文書の裏の紙継目には珍しい形の朱印が捺されている。

「史料9」は寛文三年(一六六三)に俱利迦羅村一一石五斗八升八合の社領を長樂寺に寄進したものである。ここでは税率も免四つと定められている。「史料10」は享和三年(一八〇三)に藩の御算用場が長樂寺に出した覚書で、すでに寛文三年の時点で寄進されていた「社領」に寛保三年(一七五四)の検地出分を加えて、草高は一三二石七斗八升八合となっている。本文書には正式な御印と所付が発給されたら返すようにとの指示が出されているが、現在長樂寺に残っているの御印・所付は発給されなかった可能性がある。なお、今回紹介した不動寺所蔵の寺領関係文書からは、村の人々の生活は見えづらいが、俵屋文書には藩権力と結びつく長樂寺と村人との対立の様子や、惣百姓が村役人を追放した天保騒動の様子を伝える古文書が含まれている。⁽²⁵⁾

(2) 祈祷

長樂寺文書の中には、将軍家や加賀藩主前田家の祈祷に関するものも多く含まれており、祈祷所としての性格をよく伝えている。ただし、文書の残り方は均一ではなく、特定の案件に集中して残っている。例えば、五代綱紀の娘豊姫の病氣平癒の祈願、九代將軍徳川家重の厄年の祈祷、といったものである。この他、十代重教の二男教千代(前田斉敬)の病氣平癒祈祷、一四代慶寧の嫡男多慶若の兜・最花寄進状、藩が五穀成就の祈祷を命じた際の文書などが残っている。ここでは、

前田家の姫君の病氣平癒祈禱に関する文書二点と御能拝見のため登城を命じられた際の文書一点を紹介する。

〔史料11〕御豊様病氣平癒祈禱に付書状（No.28）

御豊様頃日御不快付而

於其御山御祈禱仕

度候、此旨勝手共宜

可申述旨、年寄女中小川

被申候候間、被撰吉日、追

付御懇祈頼入存候、

恐惶不宣、

渡部市兵衛

九月七日

次宗（花押）

稲垣八郎左衛門

（花押）

斎藤長兵衛

安次（花押）

俱利加羅

長樂寺

御同宿御中

これは定番御馬廻御番頭の渡部市兵衛⁽²⁶⁾らが五代綱紀の娘豊姫の病氣平癒祈禱を長樂寺に依頼した文書である。豊姫（梅窓院）は貞享四年（一六八七）三月二六日に金沢で生まれ、藩臣前田孝資に嫁いだが、享保三年（一七一八）十月五日に死去している。

〔史料12〕御姫様祈禱札に付返書（No.31）

御紙面致拝見候、然者

御姫様御容躰御快

御平生躰ニ罷為^(欠)□□候、猶又

御符等申進候処、則御調

為持御指越、今一二日^方一五日迄

可被 召上旨、且又御痛所御拭

御札茂罷上候、先日之

御札者大川江流可申旨致

承知、御書面之通、夫々

年寄女中江申達、御札等

相渡候、右為御報如此御座候、

以上、

二月十二日 福嶋武左衛門（花押）

長樂寺

追而申進候、御札入候箱等

何茂留置申候、十五日差

遣候使之者江渡返進可申候、

これは姫君の病氣平癒祈禱に関する福嶋武左衛門と長樂寺との一連のやりとりの一部である。福嶋武左衛門満政は、由緒帳によれば享保九年（一七二四）に江戸表で六代吉徳の「御近辺」として江戸に詰め、同時に御奥小將を勤めた後、御入国御供となり、元文二年（一七三七）には七代宗辰の御附をつとめるなど、藩主の側近として仕えた人物である。⁽²⁷⁾長樂寺の祈禱札で豊姫の痛所を拭い、以前の札は大川へ流すように長樂寺から細かい指示があったようである。福嶋から年寄女中へ伝達されている。

〔史料13〕御能に付出府申付状（No.33）

御能之義ニ付、御奉行衆々

御紙面被遣之、此返事

御精進日指除候而、日付

御調可被差越候、

一、十八日ニ御出府被成菊池

十六郎殿江御出可被及

御案内候、其節諸事

可申談候、以上

二月十六日

池田七兵衛（花押）

近藤右内（花押）

俱利迦羅

長樂寺

藩の祈禱所となると、祈禱をするだけでなく金沢城に出仕して御能を拝見することもつとめの一つであった。「史料13」は寺社奉行支配方取次の近藤右内・池田七兵衛⁽²⁸⁾から長樂寺に対して金沢城で催される御能拝見の日程調整をするように命じたものである。なお、本目録には掲載していないが、不動寺には文久三年（一八六三）三月の祈禱札が現存しており、藩の祈禱所として幕末まで活動していたことがうかがえる。

(3) 寺院行政・開帳

長樂寺の寺院行政に関する文書として、長樂寺の由緒・格式や領地に関するもの、触頭寺院を通じて行われた開帳願や後任願といった諸申請に関するものがある。なかでも、長樂寺の由緒について述べた文

書、寺社奉行が宝幢寺を通じて開帳を許可した際の申付状、大坂出開帳に関する書状各一点を紹介する。

〔史料14〕長楽寺再建に付願状（No. 52）

以上上書申上候、

俱利迦羅山中興御寺領之義者

瑞龍院様

微妙院様

松雲院様

御立願御成就ニ付、堂社御建立

被 仰付、弥有精誠勤行無

怠慢御武運長久国家安全

御祈祷之御為ニ俱利迦羅村之義

不動尊江御寄附被遊、一山自由ニ

拝領仕候、然所御寺領之内明

曆二年手上高・手上免出来仕、

免高共ニ御公儀御蔵入ニ罷成候、

其上御寺領之地寛文三年被

成下候御印之物ニ社領所付与

御座候、此儀共代々先師迷惑之

品ニ申傳置候、末代之什物ニ御座候間、如先規御寄附状

拝領仕度奉存候、依之去年

十一月廿三日委細以書付奉

願候通ニ御座候、三代以前之住持

時分堂社及大破、寺者夫

以前大雪ニ而破却仕候ニ付、

御修理之義御訴訟申上候処、

延寶五年二月廿日願之通

被 仰付候、併寺之儀者御修覆

相殘候故、其節之住持周傳代

寺假屋ニ建置候、尤寺御修

覆之儀願上置候得共、数年ニ

罷成、自分ニ修覆茂難仕

唯今者弥以寺及零落候、

俱利迦羅山之儀、古跡其上

往還筋ニ御座候得者寺及大破候

儀、迷惑ニ奉存候、尤時節柄

不及自力、代々難儀仕候、以

御慈悲寺建立仕度奉存候間

段々去年より奉願候通、俱利迦羅村

之儀、如先規一山不殘不動尊江

御寄附被 仰付被下候者、難有

可奉存候、以上

寅 俱利迦羅

四月十七日 長樂寺(印)

山崎庄兵衛様

本多主水様

伊藤内膳様

〔史料14〕は、享保一九年(一七三四)に長樂寺が加賀藩社奉行の伊藤内膳・本多主水・山崎庄兵衛の三名に宛てた寺院再建願である。要約すると、「長樂寺は二代利長・三代利常・五代綱紀の立願成就により堂舎を建立し、怠慢なく武運長久・国家安全の祈禱を行ってきた。祈禱をとめるために、俱利迦羅村は長樂寺が一山自由に拝領してきたが、明暦二年(一六五六)の手上高・手上免により免・高ともに藩の御蔵人となってしまった。その上、寺領の地については寛文三年(一六六三)の御印物に社領所付と記載されており代々迷惑してきた。私の三代前の住持の頃、堂舎は大破、寺はそれ以前に大雪でつぶれて破却したので、訴訟を申し上げたところ、延宝五年(一六七七)に願いの通り修覆をしたが、寺の方は壊れたままになった。修覆を願い出てから数年が経つが、自力では修覆できないので、とうとう零落してし

まった。俱利迦羅山は古跡であるとともに往還筋にあるため寺が大破に及び、困っている。時節柄自力での修覆が難しく代々難儀しているので、御慈悲による寺院建立を希望する。去年よりお願いしてきた通り、俱利迦羅村は先規の通り一山残らず不動尊へ寄附していただいたい。」という内容のものである。ここでは、二代利長に取り立てられて以来の藩の祈禱所であるという由緒を持ち出し、俱利迦羅村全てを長樂寺の寺領とすることで寺院の再建を果たそうとする長樂寺住持の意図が読み取れる。

〔史料15〕俱利迦羅本尊開帳に付締方申付状(No.53)

以上

御自分触下俱利迦羅

長樂寺本尊明王宝永

七年八月開帳、今年三十

三年ニ相當候、依之当八月

朔日々同十四日迄二七日開帳

御祈禱法會執仕度旨

願書付年寄衆江相達候処、

願之通可申渡由ニ候条、右日数

致開帳、朝六時方門をひらき

晚七半時仕廻、夜中参詣人

可為無用候、尤諸事作法
宜火之用心堅可有御申付候、
以上

壬戌

五月十九日

品川主殿(印)

菊池十六郎(印)

青山将監(印)

宝幢寺

江戸時代、自力での堂舎修覆が難しかったのは長楽寺に限ったことではないが、こうした慢性的な財源不足を補うべく行われたのが開帳である。「史料15」は、寛保二年(一七四二)に加賀藩寺社奉行が長楽寺の触頭寺院である宝幢寺に宛てた文書である。この年は宝永七年(一七一〇)の本尊開帳から三三年にあたり、八月朔日から同一四日まで二七日(一四日間)の開帳を許可するとともに、開帳に際しては時間を朝六時(午前六時)から晚七半時(午後五時)までに限るよう命じ、夜中の参詣人の禁止と火の用心を呼び掛けている。本尊開帳は原則三年に一回と定められていたが、延享三年(一七四六)や文政二年(一八一九)には三三年が経過しないうちに本尊を安置している厨子の扉を開くことを願ひ出ており、長楽寺が「開扉」による募財活動を行っ

たことがわかる。⁽³⁰⁾

「史料16」俱利迦羅本尊大坂出開帳に付書状(No. 62)

以飛札啓上仕候、寒汽

之節御座候処、各様愈

御安全奉大賀候、然者其御元様

御本尊俱利迦羅山開帳之儀、

加賀御屋敷御出入候河内屋藤兵衛殿

を以、場所之儀頼出ニ被来候間、

當地真言宗不動寺始講中

無異義承出仕候、依而此度

態々右藤兵衛殿指上御儀ニ御座候、

委細同人々可申上候条、御示談

可被成下候、恐々謹言

大坂

十一月廿一日

不動寺(印)

講中(印)

加州

俱利伽羅山

御講中様

「史料16」は俱利迦羅本尊の大坂出開帳に関する書状である。出開帳とは本尊を寺院内で開帳する居開帳に対して、本尊を他の場所へ移動させて行う開帳のことをいう。差出に「大坂」とあるので一見すると明治以降の文書のように思えるが、加賀藩社方の記録⁽³¹⁾によれば、長樂寺の大坂出開帳は天保五年（一八三四）と嘉永五年（一八五二）に出開帳申請がなされており、嘉永五年の一連の記録の中に本文書の写が確認できるため、嘉永五年の文書と判断した。内容は、「俱利迦羅本尊の開帳については、加賀屋敷に出入がある河内屋藤兵衛殿が場所について依頼に來られたので、大坂不動寺はじめ講中は異議なく承った。このたび藤兵衛殿がわざわざ長樂寺へ上ることになったので、委細は藤兵衛殿とご示談いただきたい。」というものである。長樂寺文書に含まれる出開帳関係文書は本文書一点のみであり、結果的に藩の許可は下りなかったが、⁽³³⁾出開帳先（大坂）の世話人の動向を伝える貴重な史料である。

（4）街道関係

加賀・越中の国境の街道筋にある長樂寺は、単なる折袴所ではなく、藩主の小休所としての役割も担っていた。長樂寺の門前には茶屋が備えられており、幕府の巡検上使や参勤交代で街道を往来する大名たち、一般の旅人たちの休息の場にもなっていたのである。

「史料17」御参勤に付開帳差延申渡状（No.70）

追而俱利迦羅長樂寺

開帳之砌

御参勤之御様子ニ候者

差延候様ニ可被申渡候、

以上、

八月五日 永原左京（印）

宝幢寺

「史料17」は社奉行の永原左京が長樂寺の触頭寺院である宝幢寺に長樂寺の開帳の時に藩主が参勤するようであれば、開帳を延期するよう命じた文書である。開帳よりも藩主の参勤に際しての奉仕の方が優先されるため、寺院が街道筋にあることは開帳を実施する上では障害にもなったようだ。

「史料18」筑前守様御小休に付申渡状（No.71）

筑前守様四月十一日

江戸表被遊 御発駕

於貴寺 御小休被

遊候間、諸事御差支

無之様ニ与存候、右得

御意度如斯御座候、以上

長楽寺

伴僧三人

下部老入

右

當御所御用ニ付、上京之処、

一先ツ致帰国候条、道中

往来共、人馬入用之節

并船川渡泊等之所々

無滞之様申上宜預取斗候也、

巳

二月八日 沢村恒次郎 (印)

長楽寺

御室御所

辰六月 森 弾正 (印)

村上内蔵之助 (印)

神原主計 (印)

香山三河介 (印)

右道中筋

宿々問屋

船川渡役人中

村々

〔史料19〕御室御所往来手形 (No. 79)

藩主の御小休に関する藩からの文書は、幕末の一三代斉泰・一四代慶寧の時期のものだけが残っている。「史料18」は筑前守様⁽⁴⁴⁾慶寧の帰国に際して、江戸詰会所奉行の沢村恒次郎が長楽寺に御小休の手配を命じた文書である。いずれも発駕の約二ヶ月前に発給されているが、幕末には急な参勤・上洛があったことが安政四年(一八五七)三月の文書(目録No.72)からうかがい知ることができる。

次に、参勤交代以外の街道関係文書を紹介する。

加賀國俱利迦羅山

「史料19」は、長樂寺の伴僧三名が下部一人を連れて上京する際に京都の御室御所（仁和寺）の役人から出された往来手形で、道中筋の宿々問屋・船川渡役人・村々役人に宛てられている。こうした往来手形は本文書を含めて二点伝わっており、長樂寺の僧侶が御室御所の御用のために上京していたこと、道中の人馬の手配などを仁和寺が保証していたことがわかる。

(5) 土地・その他

最後に、明治期の史料について触れておく。明治新政府の神仏分離政策により長樂寺が廃寺となったことは先にも述べたが、明治五年（一八七二）に長樂寺最後の住持であった十握喬氏によつて作成されたと考えられる彩色の絵図（目録No.82）が残っている。絵図の左下には、次のようなことが記されている。

社地境内

本社・撰末社・中門・随神門・惣門等
 建替建物・石壇・柵・外圍二至迄
 従来旧領主普請所二御座候、
 依之仮繪圖面相調上之候、以上

俱利伽羅山社務

壬申二月

十握 喬

この文章に続けて、ほぼ同内容のことが記されているが、線を引いて消されている。絵図面の提出先は不明であるが、明治四年（一八七一）の廃藩置県後に作成されているので、石川県が旧長樂寺の寺領や建物等を把握するために提出させた絵図の控えであろう。この図面には宗教施設だけでなく、山林や道、国境、石段、井戸、柵、神龍池、茶屋など、藩政末期の長樂寺の姿を伝える情報が多く記載されており貴重である。

この他、明治期の文書としては、明治六年（一八七三）に宝集寺（金沢市寺町）が長樂寺の仏像を譲渡された際の証書（目録No.67）、明治三二年（一八九九）に十握來三郎と俱利伽羅村長の中農長蔵が農商務省大臣に国有森林の下げ戻しを申請した際の書類の綴り（目録No.81）が残っているが、その他の近代文書は確認できなかった。

註

(1) 俱利伽羅の地名は「俱利伽羅龍王」に因んでおり、もともと仏教用語である。本文書においても「俱利伽羅」、「俱利迦羅」、「俱利加羅」、「栗柄」などさまざまな漢字が用いられており、必ずしも統一されていない。現在、地名では「俱利伽羅」の漢字が用いられているが、本文中では原則山号と同じ「俱利伽羅」で表記を統一する。

(2) 高山精一『俱利伽羅山を復興した 高野聖 金山穆韶』（若草書房、一九九二年）。金山穆韶氏は元高野山大学学長、高野山金剛峰寺管長をつとめた名僧で、寺院名を「長樂寺」から「不動寺」に改めた人物でもあ

- る。
- (3) 浅香年木「俱利伽羅手向神社と長樂寺」『津幡町史』、津幡町役場、一九七四年)。
- (4) 高山精一『歴史秘話 俱利伽羅峠』(能登印刷、一九八八年)。
- (5) 高山氏前掲書(註4)に「俱利伽羅長樂寺関係史料目録」が掲載されている。これは長樂寺文書の目録ではなく、長樂寺文書の一部とその他の関連史料を網羅的に紹介するものである。
- (6) 「俱利伽羅長樂寺縁起」(宝集寺本) および近世の刷物の「俱利伽羅長樂寺縁起」によれば、長樂寺は養老二年(七一八)に真言八祖の一人である善無畏三蔵(六三七―七三五)が来日した際に長樂寺を開いたとする。
- (7) 長樂寺文書は、幅一七・二cm×奥行四六・二cm×高さ一一・二cmの御印筥に畳んだ状態でぎっしり詰め込まれていた。このうち、御室御所往来手形一通(No.81)は紙の継目の糊がはがれていたせいか茶封筒に収められていた。なお、箱の身の内側底面に朱書で「栗柄 長樂寺觀雅修補之」とある。箱を修補した年月日は記されておらず、また歴代住持の系譜が不明なため、現時点では年代を特定することは困難である。
- (8) 前掲註3二四〇―二四五頁。古縁起の方は長樂寺草創伝承を中心とするのに対し、新縁起は草創縁起を記しながらも慶長以後の前田家による再興の経緯を詳述することに重点を置いている、と浅香氏は評価されている。現在、宝集寺では縁起が確認できず(二〇一六年調査)、新縁起の存在も不明である。
- (9) 前掲註3二四五―二五〇頁。
- (10) 前掲註3二四八頁。
- (11) 「三州寺号帳」(金沢市立玉川図書館蔵、加越能文庫)。なお、本文書は『加越能寺社由来 上巻』(石川県図書館協会、一九七四年)に翻刻が掲載されている。
- (12) 金沢の卯辰山の明王院(真言宗)も愛宕権現をまつる寺院として加賀藩主前田家の祈禱所となっていた。本目録のNo.64の宛所に見える明王院は卯辰明王院である。
- (13) すでに浅香氏が指摘されているように(前掲註3)、書体が近世のものであることなどから、本文書は江戸時代に作成された偽文書と判断される。
- (14) 長樂寺の廃絶後、仏像類は金沢市の宝集寺や小矢部市の医王院などに譲渡されたため、同寺の文化財は分散して保管されている。このうち、津幡町倉見の専修庵に譲られた阿弥陀如来像は平成二五年不動寺に返還された。また、平成一七年(二〇〇五)に兵庫県の豊岡市立図書館史料整理室より不動寺に寄贈された「俱利伽羅長樂寺縁起」は、開帳に際して作成されたものと考えられる(写真は当館の平成二八年度秋季特別展図録『城下町金沢は大にぎわい!』の六〇頁参照)。なお、昭和六三年(一九八八)時点での仏像の所在地については、高山氏前掲書(註4)に一覧が示されている。
- (15) 高山精一『俱利伽羅の峠茶屋』(膳写刷)。杉本晴介「加賀藩俱利伽羅村の社会生活―俵屋久兵衛家文書を中心にして―」『日本海地域史研究』第一輯、文献出版、一九八〇年)。
- (16) この文書に記されている銘文が書かれた棟札は現存しておらず、江戸時代の長樂寺再興の折、源頼朝の保護を得たという由緒を裏付けるために作爲的に残されたものと考えられる。
- (17) 長樂寺旧蔵の般若若経は明治期に観音寺(小矢部市)に譲渡され、現存している(二〇一五年調査)。
- (18) 『津幡町史』(前掲註3二五二頁)で紹介されている利長の文書六通のうち、一月十日の年頭巻数返礼状は今回の調査では確認できなかった。
- (19) 「長樂寺直触に付寺社奉行へ申渡状写」(目録No.69)には「俱利伽羅長樂

寺儀、瑞龍院様御取立ニ而、其以來時々御祈禱被 仰付、暨中納言様御 通行之節、御立寄等之御由縁茂有之ニ付：(以下略)とある。また、「加 州俱利迦羅山不動尊縁起」(旧十握家本)では、「僧秀雅のとき、慶長年 中、前田利長が寺領を寄せ、再興した」旨が記されている(前掲註3二 四一頁)。

(20) 前掲註3二二三頁。

(21) 俵屋文書(整理番号Q, 1, 1)。以下、少し長いが冒頭部分の翻刻を 掲載する。

乍恐申上候

私家先年者往還方南之谷ニ住居仕罷在候処天正年中之頃

大納言様越中江 御出陣被為遊候節、私先祖久兵衛申者、御道筋掃除為御 用罷出候処、其節御水御用之由被為 仰付、則御水奉指上候、其上所々等 御尋被為遊御先立御案内仕、夫方

殿様私家江両三度 御腰被為掛候而、其後越中筋江数度 御出被為遊候節、

先祖久兵衛儀御道案内ニ被 召連御供仕候節、奥村伊豫守様を以往来筋江 罷出候様被為 仰付候ニ付、先祖久兵衛申上候者、往来江罷出候而者何廉 役懸り物等多ク御座候、其上往来人杯不掛儀共申懸候得者、住居難仕由申 上候処、御上方左様之儀茂無之様ニ急度可被 仰付之旨被 仰渡候、依之 大納言様諸役 御免之 御高札被為下、其上奥村伊豫守様御添紙面御指添被 下役儀相勤候様被仰付、往来ニ家作被為 仰付拝領仕、永々住居仕候由被 有 御意候ニ付、今以居住仕候、依而右等之次第申上候間、宜敷御披露奉 願候、以上

(午)一字脱力

元禄三庚年四月

御奉行所

俱利加羅町

久兵衛

(22) 俵屋文書(整理番号Q, 1, 4)

(23) 「高岡城造営地祭に付書状」(尊経閣文庫所蔵)。「前田利長展」(高岡市 立博物館、一九九〇年)に写真、『金沢市史 資料編3 近世1』(金沢 市、一九九九年)に翻刻が掲載されている。これは慶長一四年五月、利 長から神尾図書之直に宛てた書状で、高岡城の地鎮祭を俱利迦羅明王院

へ申し付け修行をしている旨、芳春院へ伝えるよう指示したものである。 (24) 利長の花押の変遷については、金龍教英「前田利家・利長発給文書につ いて」(『富山史壇』七八、一九八二年)、大西泰正「総論 織豊期前田 氏権力の形成と展開」(大西泰正編著『前田利家・利長』戎光祥出版、 二〇一六年)参照。

(25) 杉本氏前掲論文(註15)。

(26) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、渡部市兵衛は 慶安三年(一六五〇)に三代利常に新地二三〇石で召し出され、御使蕃 (役料知七〇石)をつとめた。利常の死後、役料知は召し上げられて御 馬廻組となり、天和二年(一六八二)定番御馬廻御番頭(役料知一〇〇 石)となった。なお、市兵衛には娘(美類・みる)がおり、「御姫様御 附御小將御用」があり江戸まで御供をしたところ、国元に帰ってから年 寄女中から御能拝見に召し出され、そのまま金沢城内に留め置かれた。

そこで綱紀の子を孕み、養生のため市兵衛宅へ戻された。無事男子(久 丸)を出産したが、産後の肥立ちが悪く娘は病死、久丸も二か月で亡く なってしまったという。斎藤長兵衛安次は、延宝五年(一六七七)に定 番御馬廻御番頭に任じられている。

(27) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。

(28) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。池田七兵衛に関する記 録は確認できないが、近藤右内は宝永七年(一七二〇)に前田市正の与

力に知行一〇〇石で召し出され、享保一九年（一七三四）二月に寺社奉行支配方取次、寛保三年（一七四三）二月に寺社方取次定役并明地代官兼役となった。

(29) 「前田利常寄進状」（No. 24、「史料9」）。

(30) 「俱利迦羅本尊開扉に付縮方申状」（目録No. 58）、「俱利迦羅本尊開扉に付縮方申付状」（目録No. 61）。

(31) 「開帳旧記・宝物弘通旧記」（金沢市立玉川図書館蔵）。以下「開帳旧記」と略す。

(32) 河内屋藤兵衛については、「右河内屋藤兵衛と申者、御国許出生之者ニ而當時大坂表ニ住居罷在、大坂御屋敷御買手方御用聞之町人ニ御座候、此人當山不動を格別信仰ニ仕り、毎年代参等相立申義ニ御座候」（「開帳旧記」とある）。

(33) 「開帳旧記」。

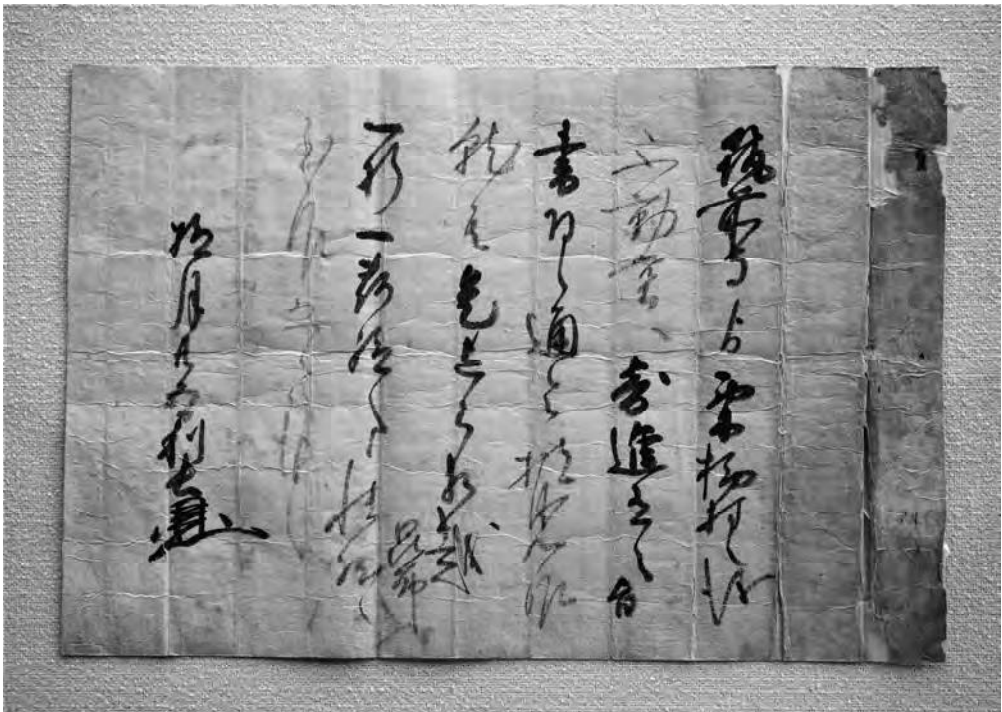
(34) 「先祖由緒一類附帳」（金沢市立玉川図書館蔵）。由緒帳には沢村恒右衛門と見えるが、経歴や同様の文書の差出人である前田清九郎も同じく会所奉行であることなどから、同一人物と判断した。

（付記）

今回の古文書調査にあたっては、不動寺住職五十嵐光峯氏、同寺務長高橋政寿氏、津幡町の依久雄氏、芝田悟氏のご協力を得ました。また、関連史料の調査にあたっては、金沢市立玉川図書館近世史料館の職員の方々にお世話になりました。ここに記してお礼申し上げます。



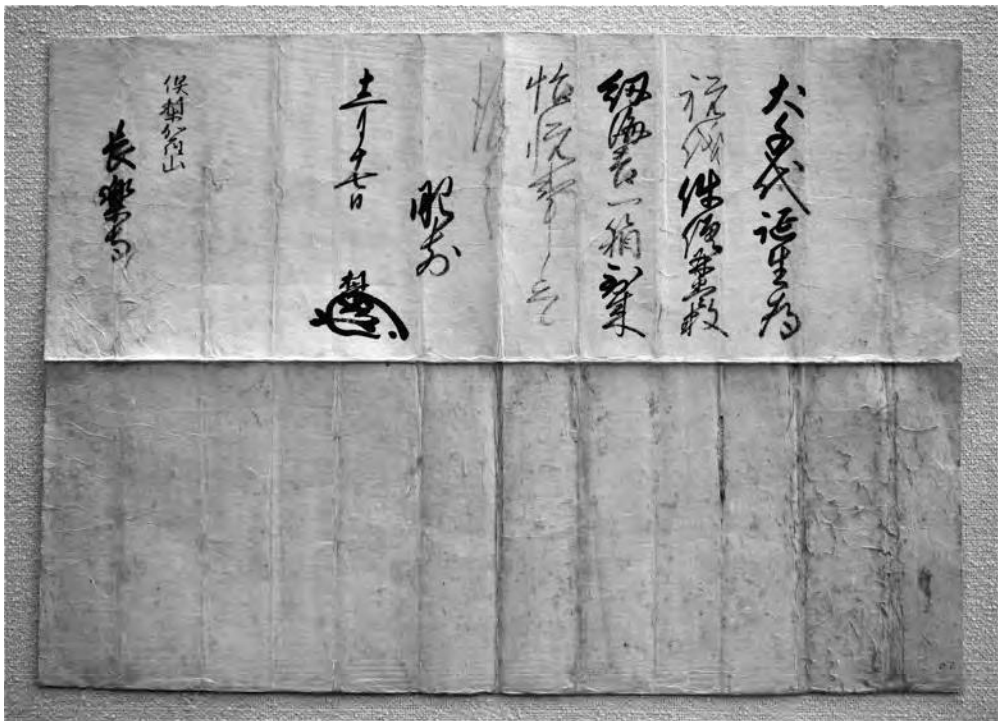
〔史料2〕 前田利長書状(No.3)



〔史料3〕 前田利長書状(No.5)



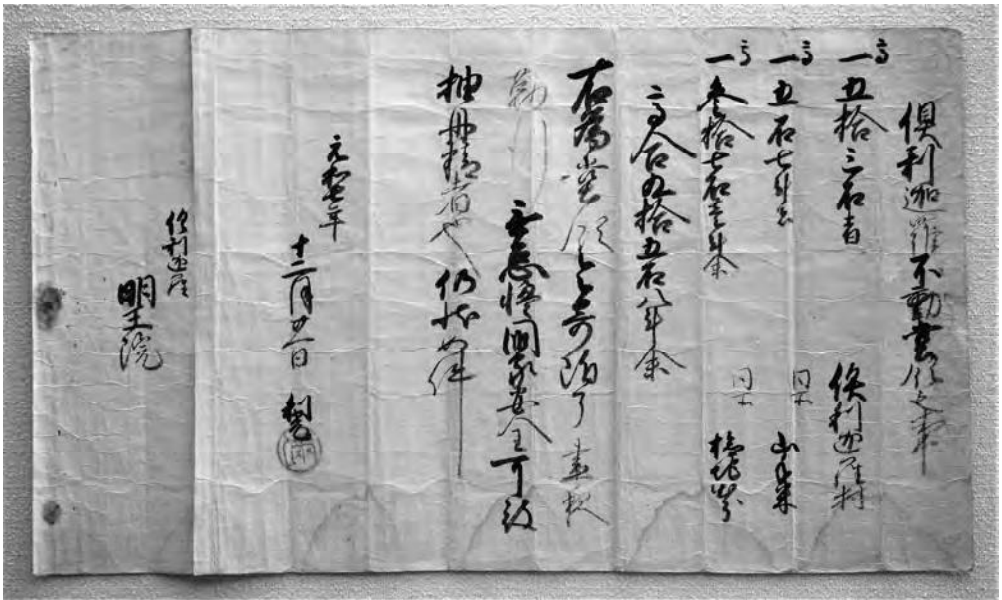
[史料4] 加賀藩年寄衆連署奉書(No.6)



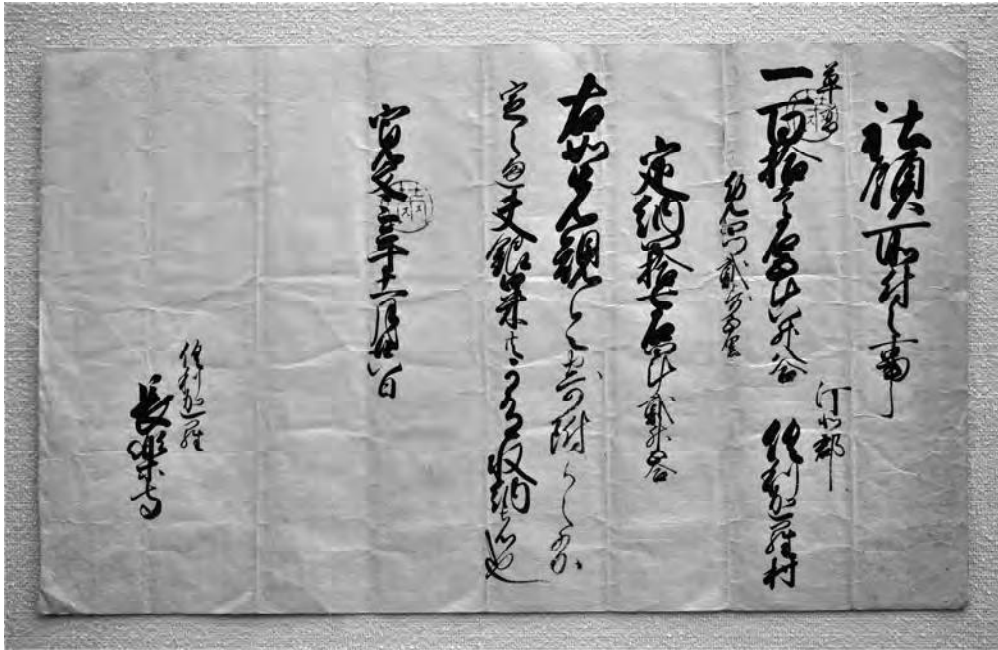
[史料5] 前田利常書状(No.11)



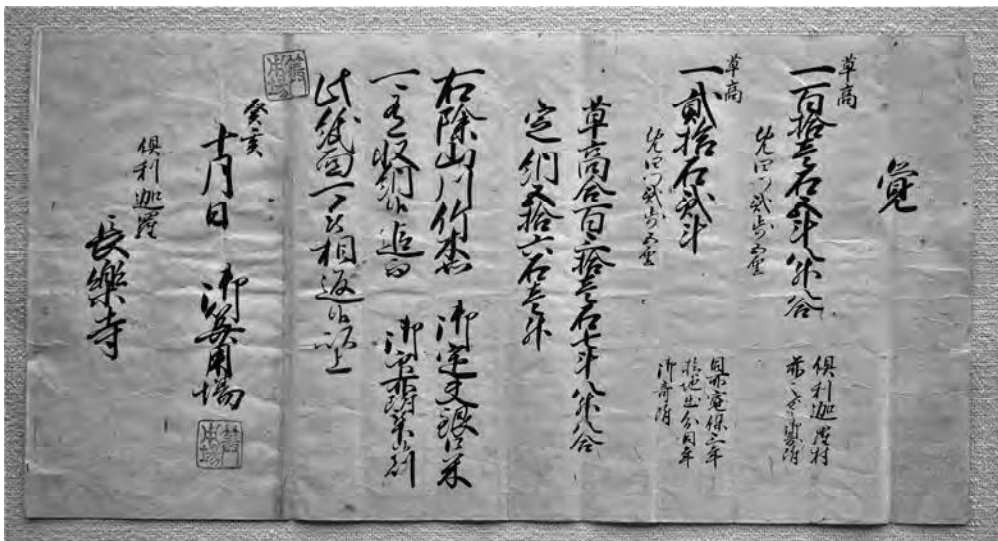
[史料6] 前田綱利書状(No.21)



[史料8] 長樂寺不動堂領寄進状(No.9)



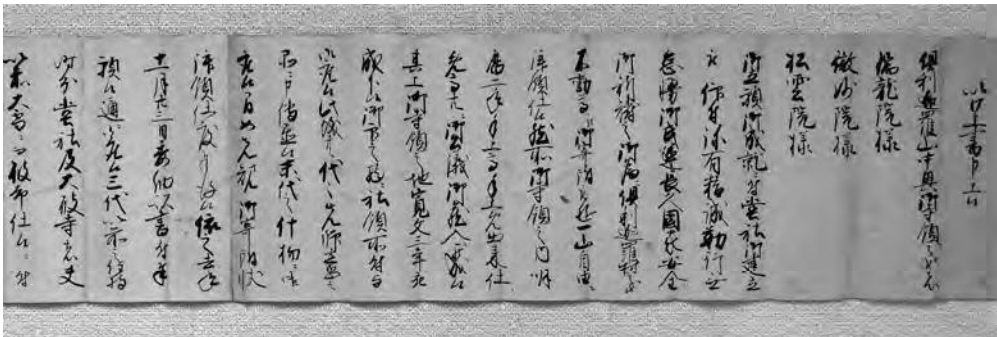
[史料9] 前田利常社領寄進状 (No.24)



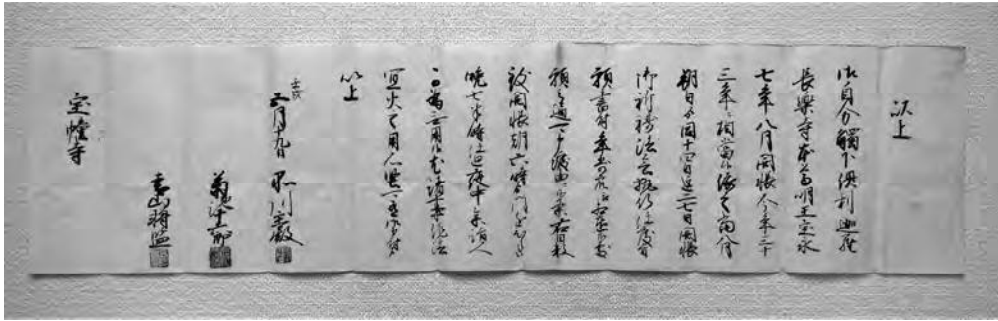
[史料10] 加賀藩御算用場覚書 (No.25)



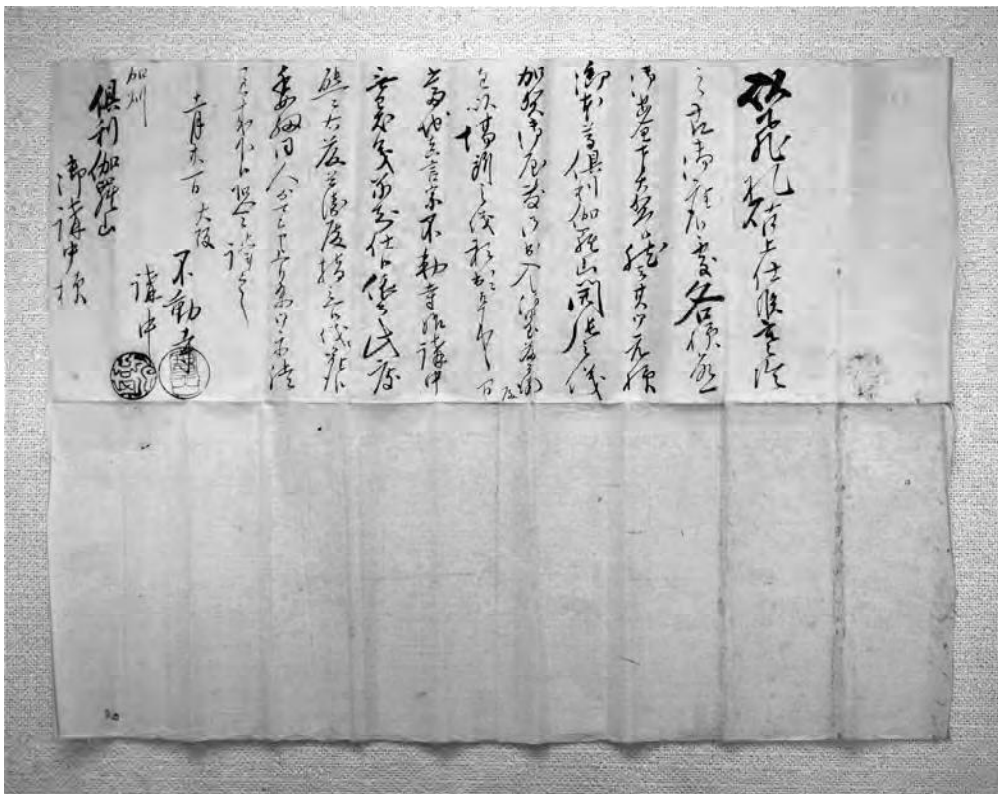
[史料11] 御豊様病氣平癒祈禱に付書状(No.28)



[史料14] 長樂寺再建に付願状(No.52・前半部分)



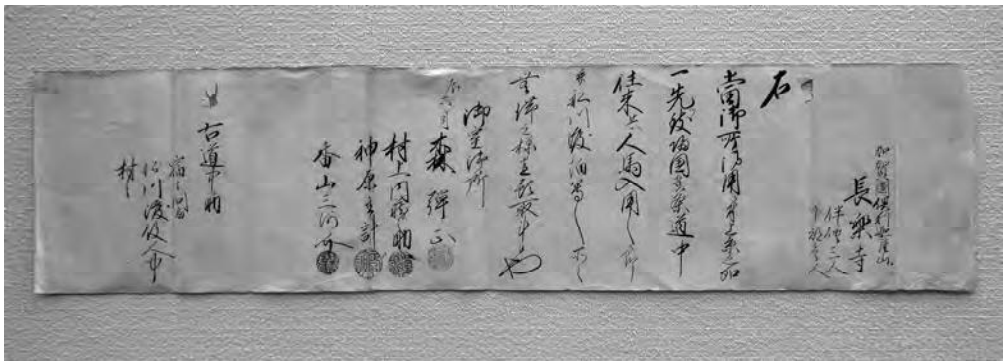
[史料15] 俱利伽羅本尊開帳に付縮方申付状(No.53)



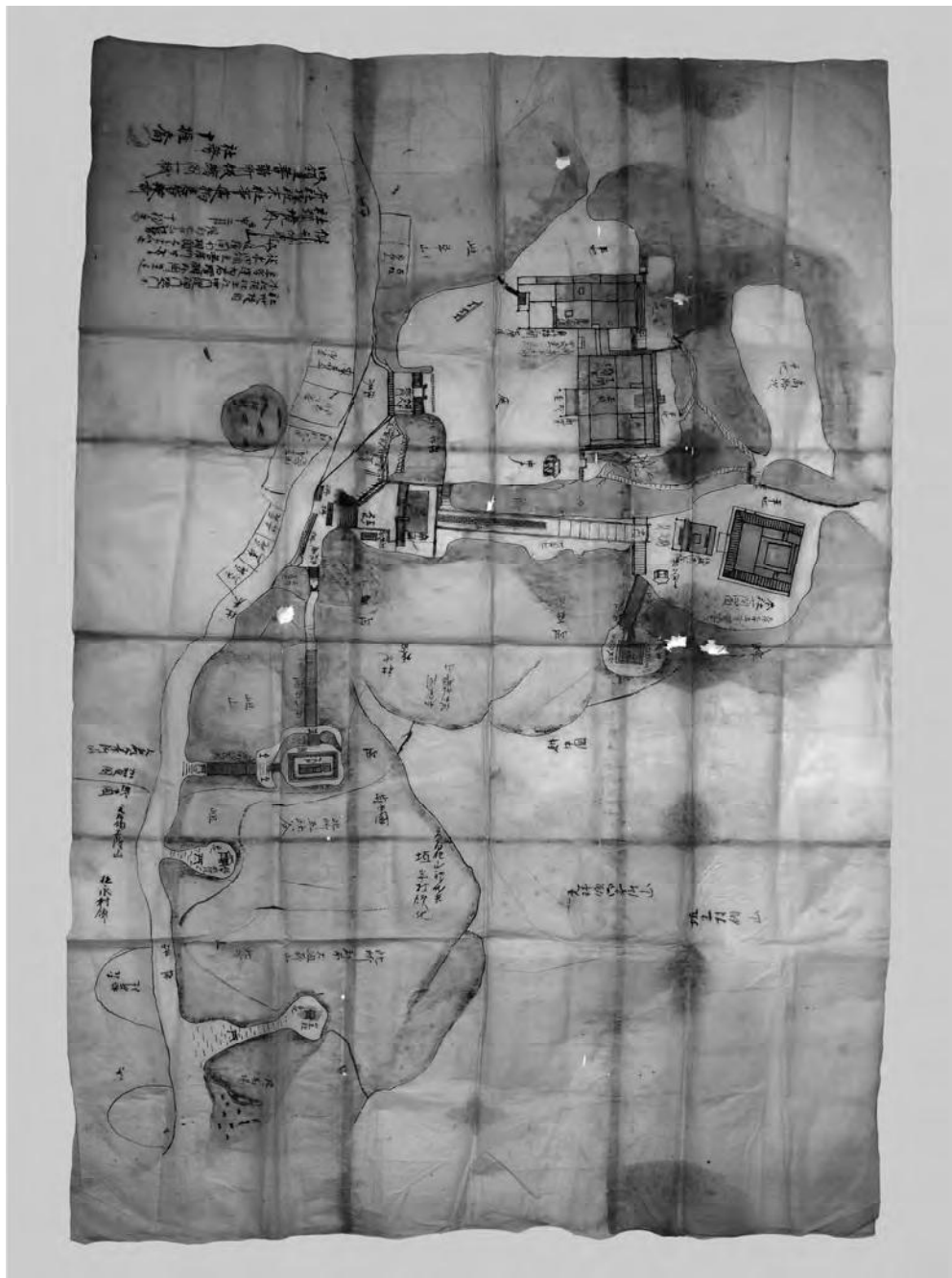
[史料16] 俱利伽羅本尊大坂出開帳に付書状(No.62)



[史料18] 筑前守様御小休に付申渡状 (No.71)



[史料19] 御室御所往来手形 (No.79)



倶利伽羅山社頭絵図(No.82)

俱利迦羅長樂寺文書目録

(凡例)

- 1 本目録は、不動寺所蔵の「俱利迦羅長樂寺文書」を調査し作成したものである。
- 2 史料は内容・数量に応じて分類し、原則として年代順に配列した。
- 3 目録の記載順は、資料番号、資料名、年月日、形態、点数、差出・宛名とした。
- 4 年代はアラビア数字を用いた。推定年代については()内に年代やおおよその時期を示した。
- 5 差出・宛名が端裏上書や印判によって明らかになる場合は、()を付した。差出・宛名のいずれも記載がない場合は「―」で示し、宛所がない場合は(宛所欠)などと記載した。
- 6 印判について、明らかに朱・黒と分かる印は「朱印」・「黒印」、薄墨色や茶色のような不明確な色の印については、「印」と表記した。藩主の印判のうち、印文が分かるものは、『加賀藩史料 編外』(前田家編輯部、一九三六年)の表記にしたがい、「黒印・長盛」のように色に続けて示した。
- 7 虫損・汚損・破損などにより判読不能の部分は、□・「」などで表した。

俱利伽羅長栄寺文書目録

No	資料名	年月日	形態	点数	法量	差出・宛名	備考
(1) 藩主・重臣、寺領関係							
1	前田利長黒印状	正月6日	豎紙	1点	36.3 cm×53.3 cm	利長(黒印・長盛) → (くりから明王院)	年頭祝儀のお礼
2	前田利長黒印状	5月14日	豎紙	1点	36.5 cm×54.2 cm	利長(黒印・長盛) → (明王院)	折袴札巻数等のお礼、不動堂等の建立
3	前田利長書状	12月15日	豎紙	1点	36.3 cm×52.4 cm	利長(花押) → (くりから明王院)	歳暮の祝儀のお礼
4	前田利長黒印状	12月23日	豎紙	1点	36.0 cm×48.1 cm	利長(黒印・秀) → (くりから明王院)	歳末の祝意のお礼
5	前田利長書状	極月25日	豎紙	1点	35.3 cm×52.5 cm	利長(花押) → (明王院)	利常による不動堂への寄進、昆布のお礼
6	加賀藩年寄衆連署奉書	慶長16年(1611)5月27日	継紙	1点	40.0 cm×79.0 cm	榎原出羽守一孝(花押)・奥村河内守米明(花押)・横山々城守長知(花押) → 栗柄明王院	筑前守藤立願により不動堂・二王堂を建立することについて
7	前田利光寄進状	慶長16年(1611)12月18日	豎紙	1点	40.3 cm×57.3 cm	利光(花押) → 俱利伽羅明王院	米53石と山手錢11俵2斗を不動堂に寄進
8	前田利光書状	閏12月15日(元和6年、1620)	折紙	1点	39.8 cm×56.0 cm	松筑前利光(花押) → 俱利伽羅明王院尊報	火事見舞(御札等)のお礼
9	長栄寺不動堂頒寄進状	元和7年(1621)12月21日	継紙	1点	39.8 cm×68.3 cm	利常(印・満) → 俱利伽羅明王院	
10	禁制写	寛永15年(1638)10月朔日	一紙	1点	32.1 cm×44.0 cm	横山々城守(花押写)・本多安房守(花押写) → 長栄寺	
11	前田利常書状	12月17日(寛永20年、1643)	折紙	1点	40.1 cm×56.5 cm	肥前利常(花押) → 俱利伽羅山長栄寺	大千代誕生の祝儀のお礼
12	前田利常黒印状	6月15日	豎紙	1点	34.1 cm×36.2 cm	利常(黒印・蝶之印) → 越中俱利伽羅長栄寺	留守中折袴の御札等のお礼
13	前田利常黒印状	12月27日	豎紙	1点	34.8 cm×50.1 cm	利常(黒印・蝶之印) → 長栄寺	折袴御札等のお礼
14	前田利常書状	9月5日	豎紙	1点	51.5 cm×44.2 cm	利常(花押) → 俱利伽羅山長栄寺	当月折袴の御札等のお礼
15	前田利常黒印状	10月24日	豎紙	1点	35.2 cm×51.6 cm	中納言利常(黒印・蝶之印) → 長栄寺	折袴の御札等のお礼

16	前田利常書状		正月 12 日	切紙	1 点	19.5 cm × 46.5 cm	中納言利常 (花押) → 俱利伽羅明王院	年頭祝儀のお礼	
17	前田利常書状		正月 26 日	折紙	1 点	39.3 cm × 55.1 cm	肥前利常 (花押) → 俱利伽羅山長榮寺	年頭祝儀のお礼	
18	前田利常黒印状		3 月 28 日	罫紙	1 点	35.3 cm × 51.5 cm	中納言利常 (黒印・蝶之印) → 俱利伽羅長榮寺	使僧・齋齎のお礼	
19	横山長知書状		5 月 26 日	折紙	1 点	34.4 cm × 49.8 cm	横山々城守長知 (花押) → (宛所欠)	中納言折袴のこと	
20	前田綱利書状		6 月 19 日 (承応 3 年、1654)	切紙	1 点	19.7 cm × 47.2 cm	加賀少将綱利 → 俱利伽羅長榮寺	中納言が立ち寄った際に銀子拝領したことについての お礼	
21	前田綱利書状		11 月 3 日 (明暦 2 年、1656)	折紙	1 点	39.8 cm × 56.3 cm	加賀綱利 (花押) → 俱利伽羅長榮寺	清泰院死去につき飛脚のお 礼	
22	前田綱利書状		2 月 13 日 (明暦 3 年、1657)	折紙	1 点	40.1 cm × 56.6 cm	加賀綱利 → 俱利伽羅長榮寺	火事見舞いのお礼	
23	前田綱利書状		3 月 5 日	折紙	1 点	39.2 cm × 56.1 cm	加賀守綱利 (花押) → 俱利伽羅長榮寺	折袴の御札等のお礼	
24	前田利常杜頼寄進状		寛文 3 年 (1663) 11 月 28 日	罫紙	1 点	35.6 cm × 57.8 cm	(利常) → 俱利伽羅長榮寺	印 2ヶ所あり (いずれも印文 「満」)	
25	加賀藩御算用場覚書		癸亥 (享和 3 年、1803) 10 月 日	罫紙	1 点	30.2 cm × 58.5 cm	御算用場 (印・算用場) → 俱利伽羅長榮寺	紙縫目にも御算用場印あり	
26	俱利伽羅村・長栄寺地界絵図		寛保 3 年 (1743)	絵図	1 点	47.0 cm × 64.7 cm	—		
27	長連起書状		5 月 4 日	折紙	1 点	34.8 cm × 50.3 cm	長連起 (花押) → 長栄寺回例	覆盆子のお礼	
(2) 折袴									
28	御豊後病気平癒折袴に付書状		9 月 7 日	切紙	1 点	15.8 cm × 45.5 cm	渡部市兵衛次宗 (花押) ・ 稲垣八郎左衛門 (花 押) ・ 斎藤長兵衛安次 (花押) → 俱利伽羅長榮 寺御回宿御中		
29	御姫嫁入興折袴申付状		9 月晦日	罫紙	1 点	16.6 cm × 53.0 cm	伊藤平右衛門 (花押) ・ 永原左京 不有合 → 俱 利伽羅長榮寺		
30	御姫嫁折袴に付白銀寄進状		2 月 8 日	罫紙	1 点	17.6 cm × 49.0 cm	永井中務 (花押) ・ 福嶋武左衛門 (花押) → 長 栄寺御住寺様		
31	御姫嫁折袴札に付返書		2 月 12 日	罫紙	1 点	17.1 cm × 53.3 cm	福嶋武左衛門 (花押) → 長栄寺		

32	御姫様御伏全に付折禱札状		2月15日	綿紙	1点	17.5 cm × 53.6 cm	福嶋武左衛門(花押)・永井中務(印) → 長楽寺	
33	御能に付出府申付状		2月16日	切紙	1点	17.2 cm × 40.4 cm	池田七兵衛(花押)・近藤右内(花押) → 俱利伽羅長楽寺	
34	御姫様不列に付折禱申付状		9月13日	綿紙	1点	17.5 cm × 49.7 cm	永井中務(花押) → 長楽寺御住持様	
35	御姫様折禱に付衣類請取申付状		9月14日	綿紙	1点	15.9 cm × 66.5 cm	永井中務(花押) → 俱利伽羅山長楽寺	
36	御姫様御容体に付書状		9月14日	折紙	1点	32.4 cm × 45.3 cm	春野 → (宛所欠)	
37	折禱目録		—	切紙	1点	16.7 cm × 25.5 cm	—	浄珠院様御祈願之趣
38	御姫様折禱に付御封指越状		10月20日	綿紙	1点	16.0 cm × 37.6 cm	福嶋武左衛門(黒印) → 長楽寺	
39	中将様回除折禱申付状		11月11日	綿紙	1点	17.3 cm × 70.0 cm	長楽寺 → 山崎庄兵衛様	
40	公方様厄年に付折禱申付状		(寛延4年) 2月	綿紙	1点	17.9 cm × 50.2 cm	—	9代将軍家重大厄
41	公方様厄年に付折禱申付状		(寛延4年2月26日)	綿紙	1点	17.0 cm × 28.9 cm	—	9代将軍家重大厄
42	公方様厄年に付仕申付状		寛延4(1751) 未2月26日	綿紙	1点	17.3 cm × 26.7 cm	横山木工(印) → 俱利伽羅長楽寺	9代将軍家重大厄
43	彌姫様御安泰折禱申付状		4月晦日	綿紙	1点	17.6 cm × 56.3 cm	福嶋武左衛門	彌姫様重教二女
44	彌姫様より御農花銀並びに常燈寄進に付銀三枚施入状		4月7日	綿紙	1点	17.6 cm × 56.2 cm	池田善左衛門(花押)・永原忠兵衛(花押) → 長楽寺御住持	
45	教千代様不列に付折禱申付状		正月22日(安永9年、1789)	綿紙	1点	17.1 cm × 81.7 cm	三田村内匠(印) → 俱利伽羅長楽寺	教千代は前田斉敬(重教二男)
46	五穀成就折禱申付状		正月16日	綿紙	1点	15.6 cm × 52.5 cm	前田修理(印) → 俱利伽羅長楽寺	
47	五穀成就折禱申付状		午3月朔日(文化7年、1810)	切紙	1点	19.8 cm × 50.0 cm	中川清六郎(印) → 俱利伽羅長楽寺	
48	五穀成就折禱申付状		巳2月16日(安政4年、1857)	綿紙	1点	15.8 cm × 59.0 cm	山崎七郎左衛門(黒印) → 俱利伽羅長楽寺	
49	五穀成就折禱申付状		未2月13日(安政6年、1859)	綿紙	1点	16.0 cm × 41.5 cm	織田左近(黒印) → 俱利伽羅長楽寺	

50	多慶若殿より兜並びに景花寄進状	□月朔日	綿紙	1点	16.5 cm×33.2 cm	瀬川久右衛門 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	多慶若は慶寧の長男
51	祈祷申付状	子7月28日 (文久4年、1864)	綿紙	1点	16.1 cm×39.3 cm	藤田求馬 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	
(3) 寺院行政・開帳							
52	長榮寺再建に付願状 (控)	寅4月17日 (享保19年、1734)	綿紙	1点	16.9 cm×130.8 cm	俱利伽羅山長榮寺 (黒印) → 山崎庄兵衛様・本多主水様・伊藤内膳様	端裏に「控書」とあり
53	俱利伽羅本尊開帳に付締方申付状	壬戌5月19日 (寛保2年、1742)	綿紙	1点	17.0 cm×69.7 cm	品川主殿 (印)・菊池十六郎 (印)・青山将監 (黒印) → 宝幢寺	
54	長榮寺興行に付登壇申付状	戌12月 (寛保2年、1742)	綿紙	1点	16.7 cm×86.2 cm	—	
55	長榮寺後住等に付申渡状	6月8日 (寛保3年、1743)	綿紙	1点	18.2 cm×100.4 cm	菊池十六郎 (印)・品川主殿 (印)・青山将監 (黒印) → (宛所欠)	
56	寺額加増に付申渡状	甲子2月 (延享元年、1744)	切紙	1点	16.9 cm×51.2 cm	—	
57	御算米三百石之覚	(延享3) 寅5月2日、1746)	綿紙	1点	16.8 cm×42.8 cm	—	
58	俱利伽羅本尊開扉に付締方申付状	丁卯8月 (延享4年、1747)	綿紙	1点	17.1 cm×99.9 cm	菊池十六郎 (印) → 宝幢寺	
59	俱利伽羅本尊開帳に付締方申付状	丙寅正月 (文化3年、1806)	綿紙	1点	17.1 cm×110.5 cm	前田式部 → 観音院 (黒印)	裏面紙継目に前田式部の印
60	長榮寺後住に付申渡状	丁丑7月 (文化14年、1817)	綿紙	1点	18.0 cm×106.3 cm	青山将監 (印)・竹田掃部 (印) → 波着寺・明王院	
61	俱利伽羅本尊開扉に付締方申付状	文政2 (1819) 閏4月	綿紙	1点	18.0 cm×100.5 cm	青山将監 (印)・永原左京 (印)・山崎庄兵衛 (印) → 宝幢寺	
62	俱利伽羅本尊大坂出開帳に付書状	11月21日 (嘉永5年、1852)	折紙	1点	35.6 cm×48.6 cm	大塚不動寺 (黒印)・講中 (黒印) → 加州俱利伽羅山御講中様	
63	借用証文	安政5 (1858) 午7月3日	切紙	1点	24.3 cm×18.1 cm	くりから山前長榮寺 龍河庵 (花押) → 竹橋駅 酒屋善右衛門様	
64	長榮寺後住に付申渡状	丙辰12月13日 (安政3年、1856)	綿紙	1点	16.4 cm×113.7 cm	前田監物 (黒印)・山崎七郎左衛門 (黒印)・前田外記 (黒印) → 宝集寺・明王院・波着寺	
65	長榮寺諸尊修葺願	戌6月11日	綿紙	1点	16.5 cm×86.9 cm	俱利伽羅山長榮寺 → 寺社御奉行所	
66	不動堂修葺に申渡状	閏8月28日	綿紙	1点	15.1 cm×34.5 cm	大西栄之助 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	

67	長栄寺尊像請取証	明治6年(1873)4月	綿紙	1点	17.8cm×59.1cm	加賀国第八區野田寺町 寶集寺(黒印) 眞惠(花押) → 俱利伽羅山 従前長栄寺 本主	裏面紙継目に寶集寺黒印あり
68	俱利伽羅本尊開帳に付開帳札調査申付状	8月29日	綿紙	1点	17.0cm×46.7cm	近藤右内・山崎兵左衛門・三井豊兵衛・池田七兵衛 → 宝幢寺	
69	長栄寺直独に付寺社奉行へ申渡状写	5月	綿紙	1点	17.2cm×114.0cm	—	
(4) 街道関係							
70	御参勤に付開帳差延申渡状	8月5日	切紙	1点	16.8cm×30.0cm	永原左京(黒印) → 宝幢寺	
71	筑前守様御小休に付申渡状	巳2月8日(安政4年、1857)	綿紙	1点	17.4cm×49.0cm	沢村恒次郎(黒印) → 長栄寺	4月11日発駕(慶寧)
72	筑前守様御小休に付申渡状	巳3月10日(安政4年、1857)	綿紙	1点	17.3cm×50.4cm	沢村恒次郎(黒印) → 俱利伽羅長栄寺	5月2日江戸発駕(慶寧)
73	御小休に付申渡状	8月28日(安政6年、1859)	綿紙	1点	15.7cm×48.5cm	前田清九郎(黒印) → 長栄寺	9月11日発駕(斉奏)
74	御小休に付申渡状	2月	切紙	1点	17.2cm×28.2cm	前田清九郎(黒印) → 長栄寺	当春発駕(斉奏)
75	御小休に付申渡状	7月	切紙	1点	17.1cm×46.4cm	前田清九郎(黒印) → 長栄寺	8月23日発駕(斉奏)
76	御小休に付申渡状	戊閏8月29日(文久2年、1862)	綿紙	1点	15.2cm×32.2cm	不破作之丞(黒印) → 俱利伽羅長栄寺	筑前守様御国入
77	中納言様御小休に付申渡状	丑4月(慶應元年、1865)	綿紙	1点	16.2cm×64.7cm	横山他十郎(黒印) →	斉奏の上京
78	御小休ヶ所への下賜品に付覚書	—	切紙	1点	16.3cm×45.6cm	—	端裏あり
79	御室御所往来手形	辰6月	綿紙	1点	18.1cm×76.0cm	御室御所 森理正(黒印)・村上内蔵之助(黒印)・神原主計(黒印)・香山三河介(黒印) → 右道中筋宿々間屋・船川渡役人中・村々	
80	御室御所往来手形	未4月	綿紙	1点	18.0cm×73.0cm	御室御所 吉田屋張介(黒印)・山崎近江介(黒印) → 右道中筋宿々間屋・村々役人中・船川渡(以下欠)	
(5) 土地・その他							
81	國有森林下戻申請書	明治32年(1899)4月20日	こより綴	1点	27.2cm×19.8cm	十握來三郎(朱印)・石川縣河北郡俱利伽羅村長 中農長蔵(朱印) → 農商務省大臣 曾禰荒介殿	

82	俱利迦羅山社頭絵図	壬申2月(明治5年、1872)	絵図	1点	79.0cm×114.0cm	社務 十握齋	
83	棟札銘文字	(江戸時代)	一紙	1点	25.4cm×36.2cm	—	

計 83 点